

株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 井伊 基之 殿

総務省総合通信基盤局長
今川 拓郎

5G（SA方式）におけるL2接続相当の機能開放の促進について（要請）

5G（SA方式）については、「接続料の算定等に関する研究会」（以下「研究会」という。）において、機能開放形態を①L3接続相当（サービス卸）、②ライトVMNO（スライス卸／API開放）、③L2接続相当及び④フルVMNO（RANシェアリング）に類型化し、各機能開放形態に関するMNO・MVNO間の協議状況を把握するために累次のヒアリングを実施してきた。

今般、研究会において当該協議状況を改めて確認したところ、特に、検討を行っているMVNOが多い③L2接続相当について、MVNOから、提供方法・技術条件等について国際標準化が未完了であることを理由に具体的な検討・協議が停滞している点、網改造費や接続料等のコストの規模感が現時点で不明といった点について懸念が示された。

これを踏まえ、研究会において、国際標準化の確定後には速やかに協議を進展させることが適当とされ、また、既にMNOは自らのユーザに対して5G（SA方式）サービスの提供を開始しており、MNO・MVNO間のイコールフットィングの観点から、少なくとも現行のMVNOサービスと同等の自由度や柔軟性を確保した形での機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、L2接続相当の機能開放を早急に進める必要があり、L2接続相当がアンバンドルの要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当とされた。

については、総務省において、協議の状況及び機能開放の時期を注視しつつ、L2接続相当アンバンドル機能と位置づけるタイミングについて検討を行うため、下記のとおり要請するので、よろしく取り計らい願いたい。

記

- 1 5G（SA方式）におけるL2接続相当の機能開放に係るMVNOからの要望やMVNOとの協議の状況について、検討課題、検討状況及び実現時期の見込みを含め、具体的に報告を行うこと。
- 2 上記報告は、本年6月末までに行うとともに、その後、同年7月1日から令和7年3月末までの間における毎四半期末時点の状況について、当該毎四半期経過後1月以内に行うこと。

以上